

令和8年度 滋賀県中学校体育連盟育成・強化対策事業 実施要項

1 目的

全国中学校体育大会・近畿総合体育大会および滋賀県中学校体育連盟が主催・主管する大会等で優秀な成績をあげるとともに、本県中学生の体育・スポーツの振興と競技力向上のため、滋賀県中学校体育連盟が実施する事業に対して、その経費の一部を補助し、スポーツの振興に寄与する。

2 主催

公益財団法人滋賀県スポーツ協会 滋賀県中学校体育連盟

3 事業内容

(1) 専門部事業

(ア) 競技の強化や普及にかかる練習会や講習会等の充実

- ・ 専門部が主催する強化練習会・講習会等の実施
- ・ 有名選手、指導者を招聘し、選手・指導者の育成・強化・普及を図る
- ・ 専門部ブロック単位での育成強化事業の実施

(イ) 優秀選手、優秀チーム等活動補助

- ・ 近畿大会、全国大会での活躍が期待できる選手、学校・チームへの活動の補助

(ウ) 指導者の養成

- ・ 下記の講習会・研修会の受講にかかる交通費、宿泊費、受講料に対して、40,000円を上限に補助（2名まで）但し新規取得に限る
 - i) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講習会
 - ii) 中央競技団体の実施する指導者研修会

(エ) 消耗品の購入

- ・ 強化事業に必要となる消耗品の補助

(2) 事務局事業

近畿大会および全国大会・全国研究発表大会への指導者の派遣

4 期間

各年度4月1日から2月末日までとする。

補助期間については、やむを得ない事情のある場合は別途協議する。

5 事業に要する経費

(1) 各専門部の事業の実施に要する経費については、公益財団法人滋賀県スポーツ協会「中学校体育連盟育成・強化対策費補助金」の予算内で補助する。

(2) 補助金の交付方法については、滋賀県中学校体育連盟会長が別に定める。

(滋賀県中学校体育連盟育成・強化対策費補助金交付要綱)

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。